

Q & A

新しい破産手続 ～個人の破産手続を中心に

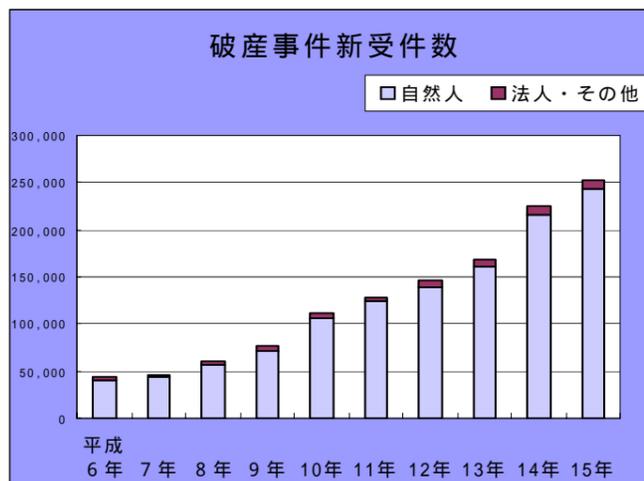
最近、破産法が改正されたと聞きましたか。

はい。平成16年6月2日に改正破産法が公布されました。1年以内に、現在の破産法に代わって、この新しい破産法が施行されることになっています。

このところ、よく「破産件数が増加」とか「過去最高を更新」とか聞きますが、この改正はそういった状況に関係があるのですか。

そうですね。今回の破産法の改正は、民事再生法の制定(平成11年)・改正(同12年)、会社更生法の改正(同14年)に続く、倒産法制の見直しの一環なのですが、いわゆるバブル経済後の景気低迷による企業倒産の激増や、これに伴う個人破産の爆発的な増加等を受け、破産手続を、現在の経済情勢に合った、より迅速で、より効果的な処理ができるものを目指しています。

なるほど。要は、現在の破産法をより使いやすくするための改正だということですね。そうすると、例えば、私のような一般個人が破産手続を利用する場合には、どのように使いやすくなるのでしょうか。



例えば、^{かんかつ}管轄裁判所の拡大が挙げられます。破産事件は、基本的には手続を利用される個人の住所地を管轄する裁判所が扱いますが、夫婦や連帯債務者、保証人についての破産事件が別の裁判所で行われている場合には、その裁判所にも申立てができることとなります。

それから、破産手続と^{めんせき}免責手続の一体化も重要な改正の一つです。破産者の財産を処分する破産手続と、破産者が借金などの債務の弁済の責任を免れる免責手続は、別の手続ですから、現在の破産法では、破産宣告の後に、別途、「免責許可の申立て」を裁判所に行う必要があります。これに対し、新しい破産法では、破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをすることができるようになります。さらに、破産手続開始の申立てをすれば、原則として、免責許可の申立てがあったものと扱われることとなります。

申立てにあたって、間口を広げたり、手続を合理化したわけですね。

他にも、手続をしている間、破産者が安定した日常生活を送り、経済的な再出発をすることができるようにするため、免責手続終了まで、破産者の財産に対する強制執行を禁止する、破産手続が開始された後も、破産者が自ら保有できる財産の範囲を広げる、再度の免責を受けることが原則としてできない期間を10年から7年に短縮する、といった改正点があります。

破産手続開始の申立てをしようとする個人にとっては、ずいぶん有利な改正のように思えますね。

確かにそう見える部分もありますが、むしろ、大正時代に制定された破産法を現代の経済社会に適合したものに改めた結果といった方が正しいでしょう。実際、破産者は重要な財産を開示しなければならない、破産者は、免責するかどうかの調査に対して協力しなければならない、破産者の不法行為に基づく損害賠償請求権や、破産者が養育者又は扶養義務者として負担すべき費用に関する債権は、免責されない、といった改正点もあり、モラルハザードの防止のための配慮や、債権者の利益保護への配慮も図られています。必ずしも破産手続開始の申立てをしようとする個人にとって、一方的に有利だというわけではありません。

これから破産手続を利用しようと考えている方は、そういった点も理解した上で、申し立てるかどうかが検討した方がいいということですね。

新しい破産・免責の手続

